

第221回 名護市議会定例会議案

令和7年12月4日提出



名護市

- 議案 第 61 号 名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案 第 62 号 名護市情報通信・金融特区施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案 第 63 号 名護市国際交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案 第 64 号 名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案 第 65 号 名護市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案 第 66 号 名護市林野条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案 第 67 号 名護市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案 第 68 号 市有林野の貸付地設定について
- 議案 第 69 号 指定管理者の指定について(名護市情報通信・金融特区施設)
- 議案 第 70 号 指定管理者の指定について(名護市サンセットオフィス交流施設)
- 議案 第 71 号 指定管理者の指定について(名護市食肉センター)
- 議案 第 72 号 指定管理者の指定について(名護自然動植物公園)
- 議案 第 73 号 指定管理者の指定について(名護市轟の滝広場)
- 議案 第 74 号 指定管理者の指定について(名護市農村公園)
- 議案 第 75 号 地方独立行政法人名護市行政事務機構令和8年度年度目標の制定について
- 議案 第 76 号 令和7年度名護市一般会計補正予算(第5号)

- 議案 第 77 号 令和7年度名護市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案 第 78 号 令和7年度名護市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案 第 79 号 令和7年度名護市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案 第 80 号 令和7年度名護市水道事業会計補正予算(第1号)
- 報告 第 18 号 専決処分した事件の報告について(市長の専決事項の指定による処分)
- 諮問 第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第61号

名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

乳児等通園支援事業の実施に必要な施設の設備基準や人員配置等の運営基準を定めるため、当該条例を制定したいので、本案を提出します。

名護市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の1第6第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳幼児支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (2) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者をいう。
- (3) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用する乳幼児をいう。
- (4) 乳児等通園支援事業者 乳児等通園支援事業を行う者をいう。
- (5) 乳児等通園支援事業所 乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (6) 乳児等通園支援 法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するも

のとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 本市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの

事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支

援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる

区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合については、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら

当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85条）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 名護市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例(平成26年条例第28号)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

名護市情報通信・金融特区施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名護市情報通信・金融特区施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

使用料等を改めるため、また文言整理のため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市情報通信・金融特区施設設置条例の一部を改正する条例

名護市情報通信・金融特区施設設置条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名護市経済金融・情報通信特区施設の設置及び管理に関する条例

第1条中「情報通信・金融」を「経済金融・情報通信」に改める。

第5条第2項中「使用の許可を受けた日から3年を限度に」を「次の各号に掲げる期間を限度に前条の使用料を減額し、又は」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 初めて特区施設の使用の許可を受けた日から3年以内 免除
- (2) 初めて特区施設の使用の許可を受けた日から6年以内（前号の期間を除く。） 1平方メートル当たり1月につき500円減額

第7条中「できる。」の次に「この場合において、第3条及び前条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。」を加える。

第9条中「指定管理者に」を「第7条の規定により指定管理者に」に改め、「この場合において、第3条、第5条及び第6条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。」を削り、同条第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

第10条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（利用料金等）

第10条 指定管理者に管理を行わせるときの特区施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受されるものとする。

- 2 利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、別表第1に定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。別表第1表を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

使用料

- 1 個人、法人又は団体が特区施設を時間単位又は日単位で使用する場合

区分		単位	料金（円）
名護市マルチメディア館	パソコン教室	一室1時間につき	610
	会議室A	一室1時間につき	550
	会議室B	一室1時間につき	370
みらい1号館	会議室1及び会議室2	一室1時間につき	220
みらい4号館	託児室	一室1時間につき	590
みらい5号館	会議室及び研修室	一室1時間につき	640
屋外スペース（特区施設を使用する者を除く。）		1平方メートル当たり1時間につき	10

備考

- 1 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。
- 3 特区施設を使用する者は、使用の許可を受けた際に使用料を納付しなければならない。
- 4 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて、使用料を徴収する。
- 5 みらい5号館の会議室又は研修室を仕切って一部のみを使用する場合は、料金を半額とする。
- 6 この使用料は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、特区施設の用途又は目的を妨げない限度において使用を許可する場合の使用料にも適用する。

2 法人又は起業者が特区施設を月単位又は年単位で使用する場合

区分		単位	料金（円）
名護市マルチメディア館オフィスルーム	特区施設の使用の許可を受けた日から9年を経過する日まで	1平方メートル当たり 1月につき	980
	特区施設の使用の許可を受けた日から9年を経過した日以降	1平方メートル当たり 1月につき	1,480
みらい1号館、みらい3号館、みらい4号館及びみらい5号館オフィスルーム		1平方メートル当たり 1月につき	980
みらい2号館オフィスルーム		1平方メートル当たり 1月につき	1,500
みらい2号館サーバールーム		1平方メートル当たり 1月につき	2,300
みらい4号館託児室		1平方メートル当たり 1月につき	980
屋外スペース（駐車するための使用を除く。）		1平方メートル当たり 1月につき	800

備考

- 1 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 特区施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、毎月5日まで

に当月分の使用料を納付しなければならない。ただし、入居の許可を受ける月の使用料は、使用料の月額を30で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額とし、使用の開始日までに納付するものとする。

3 使用者が使用する電気、上下水道、電話等の料金及び施設の共益費は、使用料に含まれないものとし、使用者の負担とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に月単位又は年単位で特区施設の使用の許可を受けた法人又は起業者の使用料については、次のとおりとする。

(1) 令和8年9月30日までの使用料は、なお従前の例による。

(2) 令和8年10月1日から令和9年3月31日までの使用料は、次の表のとおりとする。

区分	単位	料金 (円)
名護市マルチメディア館オフィスルーム	1平方メートル当たり1月につき	480
みらい1号館、みらい3号館、みらい4号館及びみらい5号館オフィスルーム	1平方メートル当たり1月につき	870
みらい2号館オフィスルーム	1平方メートル当たり1月につき	1,300

(3) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの使用料は、次の表のとおりとする。

区分	単位	料金 (円)
名護市マルチメディア館オフィスルーム	1平方メートル当たり1月につき	480
みらい1号館、みらい3号館、みらい4号館及びみらい5号館オフィスルーム	1平方メートル当たり1月につき	920
みらい2号館オフィスルーム	1平方メートル当たり1月につき	1,400

3 この条例の施行日前に月単位又は年単位で名護市マルチメディア館オフィスルームの使用の許可を受けた者の使用料の減免については、令和10年3月31日までの間、なお従前の例による。

議案第63号

名護市国際交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名護市国際交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

使用料を改めるため、また文言整理のため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市国際交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

名護市国際交流会館の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

1時間につき	1,000円	1時間につき	600円
	営利	2,000円	
1時間につき	150円	1時間につき	100円
	営利	300円	
1時間につき	150円	1時間につき	100円
	営利	300円	
1時間につき	150円	1時間につき	100円
	営利	300円	
1時間につき	200円	1時間につき	100円
	営利	400円	
1時間につき	300円	1時間につき	200円
	営利	600円	
1時間につき	150円	1時間につき	100円
	営利	300円	

」

を

「

1時間につき	1,300円	1時間につき	840円
	営利	2,600円	
1時間につき	225円	1時間につき	150円
	営利	450円	
1時間につき	225円	1時間につき	150円
	営利	450円	
1時間につき	225円	1時間につき	150円
	営利	450円	
1時間につき	300円	1時間につき	150円
	営利	600円	
1時間につき	420円	1時間につき	280円
	営利	840円	
1時間につき	225円	1時間につき	150円
	営利	450円	

」

に、

「

2,500円	1,300円	1,000円
3,000円	1,500円	1,200円
1,700円	900円	700円

」

を
「

3,250円	1,820円	1,400円
3,900円	2,100円	1,680円
2,380円	1,260円	980円

」

に改め、同表備考中「料金の額と」の次に「、」を加える

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第64号

名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

使用料の料金形態等を改めるため、また文言整理のため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 名護市屋部地区地域づくり拠点施設の設置及び管理に関する条例（令和4年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 市内の個人、法人又は団体が屋部地区センターを時間単位又は日単位で使用する場
合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
舞台	1時間につき	300円	
交流ホール①		300円	100円
交流ホール②		300円	100円
交流ホール③		300円	100円
調理室		200円	100円
多目的スペース		200円	100円
会議室		300円	100円
交流エントランス		400円	
学習スペース		500円	
児童室		300円	

2 市外の個人、法人又は団体が屋部地区センターを時間単位又は日単位で使用する場
合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
舞台	1時間につき	450円	
交流ホール①		450円	100円
交流ホール②		450円	100円
交流ホール③		450円	100円
調理室		300円	100円
多目的スペース		300円	100円
会議室		450円	100円
交流エントランス		600円	
学習スペース		750円	
児童室		450円	

3 市内の個人、法人又は団体が営利目的で屋部地区センターを時間単位又は日単位で
使用する場
合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
舞台	1時間につき	600円	
交流ホール①		600円	100円
交流ホール②		600円	100円
交流ホール③		600円	100円

調理室		400円	100円
多目的スペース		400円	100円
会議室		600円	100円
交流エントランス		800円	
学習スペース		1,000円	
児童室		600円	

4 市外の個人、法人又は団体が営利目的で屋部地区センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
舞台	1時間につき	900円	
交流ホール①		900円	100円
交流ホール②		900円	100円
交流ホール③		900円	100円
調理室		600円	100円
多目的スペース		600円	100円
会議室		900円	100円
交流エントランス		1,200円	
学習スペース		1,500円	
児童室		900円	

備考

- 1 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、施設に掲示するときは、徴収する使用料の額による総額表示とする。
- 2 学習スペース及び児童室を規則で定める目的で使用する場合は、無料とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。
- 4 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて、使用料を徴収する。

（名護市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 名護市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例(平成8年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

名護市字瀬嵩7番地の1

」

を

「

名護市字瀬嵩7番地1

」

に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 市内の個人、法人又は団体が改善センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール	1時間につき	740円	2,700円
会議室		200円	200円
小会議室		100円	200円
農事研究室		100円	200円
土壌分析室		100円	100円

2 市外の個人、法人又は団体が改善センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール	1時間につき	1,110円	2,700円
会議室		300円	200円
小会議室		150円	200円
農事研究室		150円	200円
土壌分析室		150円	100円

3 市内の個人、法人又は団体が営利目的で改善センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール	1時間につき	1,480円	2,700円
会議室		400円	200円
小会議室		200円	200円
農事研究室		200円	200円
土壌分析室		200円	100円

4 市外の個人、法人又は団体が営利目的で改善センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール	1時間につき	2,220円	2,700円
会議室		600円	200円
小会議室		300円	200円
農事研究室		300円	200円
土壌分析室		300円	100円

備考

- 1 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、施設に掲示するときは、徴収する使用料の額による総額表示とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。

3 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて、使用料を徴収する。

(名護市羽地地区センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 名護市羽地地区センターの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 市内の個人、法人又は団体が地区センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
多目的ホール①	1時間につき	300円	100円
多目的ホール②		500円	200円
ステージ		400円	100円
会議室		200円	100円
生涯学習室兼図書室		1,000円	100円
研修室		300円	100円
調理実習室		400円	

2 市外の個人、法人又は団体が地区センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
多目的ホール①	1時間につき	450円	100円
多目的ホール②		750円	200円
ステージ		600円	100円
会議室		300円	100円
生涯学習室兼図書室		1,500円	100円
研修室		450円	100円
調理実習室		600円	

3 市内の個人、法人又は団体が営利目的で地区センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
多目的ホール①	1時間につき	600円	100円
多目的ホール②		1,000円	200円
ステージ		800円	100円
会議室		400円	100円
生涯学習室兼図書室		2,000円	100円
研修室		600円	100円
調理実習室		800円	

4 市外の個人、法人又は団体が営利目的で地区センターを時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
多目的ホール①	1時間につき	900円	100円
多目的ホール②		1,500円	200円
ステージ		1,200円	100円
会議室		600円	100円
生涯学習室兼図書室		3,000円	100円
研修室		900円	100円
調理実習室		1,200円	

備考

- 1 使用料は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、施設に掲示するときは、徴収する使用料の額による総額表示とする。
- 2 生涯学習室兼図書室を非営利目的で使用するときは、無料とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。
- 4 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて、使用料を徴収する。

（名護市行政財産使用料条例の一部改正）

第4条 名護市行政財産使用料条例（昭和55年条例第1号）を次のように改正する。

別表第1項を次のように改める。

別表（第2条関係）

1 屋我地支所

(1) 市内の個人、法人又は団体が屋我地支所を時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール①	1時間につき	300円	1キロワット時の使用電力料金に消費電力及び使用時間を乗じた額
ホール②		700円	
ステージ		300円	
調理室		200円	

(2) 市外の個人、法人又は団体が屋我地支所を時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール①	1時間につき	450円	1キロワット時の使用電力料金に消費電力及び使用時間を乗じた額
ホール②		1,050円	
ステージ		450円	
調理室		300円	

(3) 市内の個人、法人又は団体が営利目的で屋我地支所を時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール①	1時間につき	600円	1キロワット時の使用電力料金に消費電力及び使用時間を乗じた額
ホール②		1,400円	
ステージ		600円	
調理室		400円	

(4) 市外の個人、法人又は団体が営利目的で屋我地支所を時間単位又は日単位で使用する場合

区分	単位	料金	
		基本料金	空調使用加算金
ホール①	1時間につき	900円	1キロワット時の使用電力料金に消費電力及び使用時間を乗じた額
ホール②		2,100円	
ステージ		900円	
調理室		600円	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第65号

名護市税条例の一部を改正する条例の制定について

名護市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

軽自動車税における種別割の納期を改めるため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市税条例の一部を改正する条例

名護市税条例（昭和47年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第83条第2項中「4月11日」を「5月1日」に、「30日」を「31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第83条第2項の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税の種別割の納期について適用し、令和7年度までの軽自動車税の種別割の納期については、なお従前の例による。

議案第66号

名護市林野条例の一部を改正する条例の制定について

名護市林野条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

関係法令との整合を図るため、また文言整理のため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市林野条例の一部を改正する条例

名護市林野条例（昭和49年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「計る」を「図る」に改める。

第2条の見出し中「意義」を「定義」に改め、同条第3号中「行なう」を「行う」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 管理区 当該林野が従来 of 慣習により位置する地縁による団体である区をいう。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「もの。」を「もの」に改める。

第8条中「したがい」を「従い」に改める。

第9条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第15条第1号中「、下草」を「及び下草」に改める。

第16条第2号中「もしくは」を「若しくは」に改める。

第18条中「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第20条第2項中「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条第3項中「協議のうえ」を「協議の上」に改め、同条第4項中「止むを得ない」を「やむを得ない」に改める。

第23条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「責」を「責め」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第25条第1項中「さける」を「避ける」に、「願出て」を「願い出て」に改め、同条第2項中「さかのぼり」を「遡り」に改める。

第26条中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第29条第1項中「はかる」を「図る」に改める。

「第5章 林産物の払下」を「第5章 林産物の払下げ」に改める。

第31条の見出しを「払下げ」に改め、同条第1項中「払下げる」を「払い下げる」に改め、同項ただし書中「場合」の次に「において、」を加え、「管理区以外の区民」を「管理区以外のもの」に改める。

第32条第1項中「あたり」を「当たり」に、「行ない」を「行い」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「期限を」を「について」に改め、同条第4項中「明りょうならしめるため、見易い場所に」を「明らかにするため、見やすい場所に」に、「建てなければならない」を「立てなければならない」に改める。

第33条中「ただし書き」を「ただし書」に改める。

第35条第1項中「払下げ代金」を「払下代金」に改め、同条第2項中「一時納入」を「一括納入」に改める。

第36条中「払下げ物件」を「払下物件」に改める。

第41条中「貸付ける」を「貸し付ける」に改める。

第42条第1項第1号中「2町歩」を「20,000平方メートル」に改め、同項第2号中「5町歩」を「50,000平方メートル」に改め、同条第3項を削る。

第44条中「貸付」を「貸付け」に改め、「者は」の次に「、市長の承諾を得なければ」を加える。

第45条中「一に」を「いずれかに」に、「責」を「責め」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条第1号中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第2号中「越えて」を「超えて」に改める。

第46条中「、その他」を「その他」に改める。

第47条第1項中「貸付」を「貸付け」に改め、「(収益分収の割合)」を削る。

第48条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第49条中「保護取り締まり」を「林野の保護及び不法な伐採等の監視」に改める。

第51条中「又は」を削り、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第53条中「森林法」の次に「(昭和26年法律第249号)」を加える。

第54条第1項中「植載」を「植栽」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の名護市林野条例の規定により締結された契約及び与えた許可並びに諸手続中のものは、この条例の規定によりなされたものとみなす。

議案第67号

名護市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

名護市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

林野火災防止対策として、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等を行うため、また文言整理のため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市火災予防条例の一部を改正する条例

名護市火災予防条例（平成3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)

」

を

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

」

に改める。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災という」。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第68号

市有林野の貸付地設定について

市有林野の貸付地を別紙のとおり設定をしたいので、議会の議決を求めます。

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

名護市林野条例（昭和49年条例第22号）第40条の規定により、本案を提出します。

貸付地の設定

貸付地						
番号	大字	地番	枝番	登記地目	登記地積(m ²)	貸付地面積(m ²)
1	瀬嵩	446	1	山林	2,867,552.00	20,000.00
貸付地面積合計						20,000.00

議案第69号

指定管理者の指定について（名護市情報通信・金融特区施設）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

- 1 施設 の 名 称 名護市情報通信・金融特区施設
- 2 指定する団体 名護市字豊原224番地3
一般社団法人 名護経済特区スマートシティ推進機構
代表理事 林 優子 代表理事 荒木 健治
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）第5条の規定により、本案を提出します。

議案第70号

指定管理者の指定について（名護市サンセットオフィス交流施設）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

- 1 施設 の 名 称 名護市サンセットオフィス交流施設
- 2 指定する団体 名護市字喜瀬1808番地
ザ・テラスホテルズ株式会社
代表取締役 國場 幸伸
- 3 指定の期間 令和8年1月1日から令和12年3月31日まで

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）第5条の規定により、本案を提出します。

議案第71号

指定管理者の指定について（名護市食肉センター）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

- 1 施設の名称 名護市食肉センター
- 2 指定する団体 名護市字世富慶755番地
沖縄県北部食肉協業組合
理事長 島袋 賢治
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）第5条の規定により、本案を提出します。

議案第72号

指定管理者の指定について（名護自然動植物公園）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

- 1 施設の名称 名護自然動植物公園
- 2 指定する団体 名護市字名護4607番地41
名護自然動植物公園株式会社
代表取締役 宮里 好一
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）第5条の規定により、本案を提出します。

議案第73号

指定管理者の指定について（名護市轟の滝広場）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

- 1 施設 の 名 称 名護市轟の滝広場
- 2 指定する団体 名護市字数久田954番地1
数久田区
区長 宮城 弘志
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）第5条の規定により、本案を提出します。

議案第74号

指定管理者の指定について（名護市農村公園）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

- 1 施設 の 名 称及び指定する団体 別紙指定管理者調書のとおり
- 2 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）第5条の規定により、本案を提出します。

指 定 管 理 者 調 書

	名称	管理区
羽地支所管内	源河農村公園	名護市字源河1305番地 源河区
	稻嶺農村公園	名護市字稻嶺987番地 稻嶺区
	ういなび農村公園	名護市字真喜屋73番地 真喜屋区
	阿波茶部農村公園	
	阿社儀農村公園	
	仲尾次農村公園	名護市字仲尾次406番地 仲尾次区
	川上農村公園	名護市字川上 3 番地 川上区
	親川農村公園	名護市字親川67番地 1 親川区
	振慶名農村公園	名護市字振慶名60番地 1 振慶名区
久志支所管内	豊原農村公園	名護市字豊原221番地24 豊原区
	辺野古農村公園	名護市字辺野古913番地10 辺野古区
	瀬嵩農村公園	名護市字瀬嵩16番地 瀬嵩区
	汀間農村公園	名護市字汀間29番地 汀間区
	嘉陽農村公園	名護市字嘉陽63番地 嘉陽区
	底仁屋農村公園	名護市字天仁屋696番地 1 底仁屋区
屋部支所管内	勝山農村公園	名護市字勝山467番地 勝山区
屋我地支所管内	我部農村公園	名護市字我部27番地 我部区
	運天原農村公園	名護市字運天原199番地 運天原区
	済井出農村公園	名護市字済井出 850 番地 済井出区

議案第75号

地方独立行政法人名護市行政事務機構令和8年度年度目標の制定について

地方独立行政法人名護市行政事務機構令和8年度年度目標を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求めます。

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第87条の8第4項の規定により、当該目標を定めるため、本案を提出します。

前文

申請等関係事務は、住民基本台帳事務など名護市（以下「市」という。）の行政サービスにおける市民への最前線であるが、接遇面や待ち時間の長さが長年の課題となっていた。

その課題克服のため、窓口業務の一部業務を民間委託することにより改善を図ってきたところであるが、接遇面においては大幅な改善を図ることができたものの、事務処理の過程における公権力の行使に関しては、市の職員が行う必要があったため、待ち時間短縮につなげることはできなかった。

このような中、市民サービスのさらなる質の向上を図るとともに、これまでの課題であった待ち時間短縮に向けて取り組むため、事務処理の過程において公権力の行使が可能な申請等関係事務処理法人である地方独立行政法人名護市行政事務機構（以下「法人」という。）を令和6年8月1日に設立し、同年10月1日から業務を開始した。

この年度目標は、法人が申請等関係事務を実施するに当たって達成すべき業務運営に関する目標として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第87条の8第4項の規定により、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て定めたものであり、市は、法人においてこの年度目標を着実に達成するよう指示するものである。

第1 年度目標の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2 設立団体申請等関係事務処理業務の質の向上に関する事項

申請等関係事務事務処理業務が行政サービスにおける市民への最前線であることを踏まえ、当該業務の質の向上を図るため、次に掲げることについて取り組むこと。

1 業務処理時間及び待ち時間の短縮

業務処理時間の短縮を図るとともに、窓口の混雑の緩和策や柔軟な人員体制を講ずるなど、窓口での待ち時間の短縮を図ること。

2 職員の接遇向上

行政サービスに対する市民の満足度の向上のため、職員一人一人が接遇の重要性を認識するとともに、その向上に努めること。

3 快適で機能的なフロントヤードづくり

庁舎が狭隘で物理的な制約があるものの、工夫を凝らして窓口利用者、業務従事者ともに快適で機能的なフロントヤードを目指して取り組むこと。

第3 設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項

法人として法令遵守は当然のこと、自律性、弾力性及び透明性の高い業務運営を行うとともに、年度目標及び事業計画を着実に達成できる運営管理体制を構築するため、次に掲げることについて取り組むこと。

1 業務執行体制の弾力的運用

窓口業務の分野ごとの量的な規模の大小や時期による繁閑の相違がある中で、職員の配置を適切かつ弾力的に行える組織体制を構築するとともに、常勤以外の雇用形態も含めた多様な人材の活用を図ることにより、効率的かつ効果的な業務運営に努めること。

2 人材確保・育成の推進

よりよい窓口サービス提供のための人材確保を着実にを行うとともに、職員一人一人

の資質向上や能力開発を図るための人材育成の取組を組織的に行うこと。

3 改善が推進される組織風土の醸成

組織の最適化及びパフォーマンス向上を図るため、たゆまぬ業務改善が行われる組織風土の醸成を目指し、自発的に業務改善が推進される仕組みづくりを行うこと。

4 予算執行の弾力化

年度目標及び事業計画の枠の中で、弾力的な予算執行を行うことにより、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 資金収支の均衡

市からの運営負担金の範囲内で適正な業務運営ができるよう、経営基盤を確保し、資金収支を均衡させること。

2 費用の節減

法人運営管理事務経費の最少化、消耗品に関する経費節減の徹底など、職員のコスト意識を醸成し、費用の節減に努めること。

第5 その他設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

1 個人情報保護及び情報公開の確保

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び名護市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとし、特に、情報システム及び関連機器の管理について、リスクを低減するため必要な措置を講ずること。また、名護市情報公開条例（平成13年条例第27号）に基づき、市民に開かれた法人として積極的な情報の公開及び提供を行い、市民に対する説明責任を果たすこと。

2 災害等における対応

災害等の非常時に即応可能な体制を保持するとともに、災害等における対応に関する教育・訓練を実施すること。

3 市の調査研究への協力

後述「第6 中長期的な観点から参考となるべき事項」に掲げる項目のほか、市が調査研究を行うものについて、必要な情報の提供や収集に協力すること。

第6 中長期的な観点から参考となるべき事項

1 DXを活用した業務改善

業務改善を実施する際、デジタル技術を活用できるものについては、積極的に活用するよう努めること。

2 業務範囲の拡大への対応

今後、法人が取り扱う申請等関係事務の範囲拡大が行われる際は、円滑な業務移行を図るとともに、適正かつ確実に実施すること。

専決処分した事件の報告について（市長の専決事項の指定による処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により市長の専決事項として、指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告します。

令和7年12月4日提出

名護市長 渡具知 武豊

1 指定第1号（契約価格の変更）による専決処分

	契 約 名	議 決	契 約 金 額
1	名護市ワーケーション拠点施設改修工事請負契約	第216回定例会 議案第65号	議決契約金額 302,500,000円
			変更契約金額 307,344,277円 増額 4,844,277円

2 指定第4号（損害賠償の額の決定及び和解）による専決処分

	事 件 発 生 年 月 日 事 件 発 生 課 等 名 専 決 処 分 年 月 日	損 害 賠 償 額 の	事件の概要及び和解の内容
1	令和7年2月20日 消防署 令和7年8月28日	236,500円	【事件概要】 名護市字仲尾次地内において、傷病者を搬送中に後進した際、左後方にある基礎ブロック及び外構フェンスに接触し損害を与えた。 【和解内容】 名護市は、基礎ブロック及び外構フェンスに関する一切の損害賠償として修理費用236,500円を相手方に支払う。

3 指定第5号（条例改廃）による専決処分

専決処分年月日	令和7年9月29日	公布年月日	令和7年9月29日
---------	-----------	-------	-----------

名護市条例第23号

名護市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（名護市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 名護市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚

園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(名護市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 名護市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(名護市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 名護市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。